

《新築及び用途変更基本手数料》

※電子とは、一の業務申請を当社業務規程で定める電子申請システムで行い、かつ証書等の電子交付を希望するもの（メール等の媒体は除く）

区分	床面積区分	確認 (電子)	確認	中間 (電子)	中間	完了 (電子)	完了
法第6条第1項第3号で審査検査省略を受けるもの	100㎡以下	40,000	50,000	40,000	50,000	48,000	60,000
	200㎡以下	44,000	55,000	44,000	55,000	56,000	70,000
地上3階以下の一戸建て住宅	100㎡以下	80,000	100,000	56,000	70,000	56,000	70,000
	200㎡以下	96,000	120,000	60,000	75,000	60,000	75,000
	300㎡以下	112,000	140,000	64,000	80,000	64,000	80,000
上記以外のもの	100㎡以下	90,000	100,000	60,000	75,000	70,000	85,000
	200㎡以下	121,000	145,000	65,000	80,000	80,000	100,000
	300㎡以下	162,000	195,000	70,000	85,000	110,000	135,000
	500㎡以下	203,000	245,000	100,000	120,000	120,000	145,000
	1,000㎡以下	244,000	295,000	150,000	180,000	180,000	220,000
	2,000㎡以下	285,000	345,000	200,000	240,000	300,000	360,000
	3,000㎡以下	356,000	430,000	220,000	265,000	330,000	400,000
	4,000㎡以下	427,000	515,000	250,000	300,000	350,000	420,000
	5,000㎡以下	498,000	600,000	300,000	360,000	400,000	480,000
	6,000㎡以下	569,000	685,000	320,000	385,000	430,000	520,000
	7,000㎡以下	640,000	770,000	350,000	420,000	450,000	540,000
	8,000㎡以下	711,000	855,000	370,000	445,000	480,000	580,000
	9,000㎡以下	782,000	940,000	390,000	470,000	490,000	590,000
10,000㎡以下	853,000	990,000	400,000	480,000	500,000	600,000	
	10,000㎡超	見積提示による合議とする。					

※新築工事における建築物に適用する。

※遠隔地における検査業務については検査業務等出張旅費規程に定める額を一の申請毎に検査手数料に加算する。

※上表を基本手数料とし、その他オプションは、別に定める。

※中間検査、完了検査は1回あたりの手数料とする。

※廃止した追加手数料・・・天空率 日陰 バリアフリー法 構造計算適合性判定の整合性審査

《別途料金》

省エネ仕様基準又は誘導仕様基準による加算

区分	加算額
3階以下の木造一戸建ての住宅	加算なし
上記以外の一戸建ての住宅	30000円
共同住宅等	住戸数×5000円

構造適判不要審査（ルート2基準、小規模伝統的木造建築物等基準）による加算 ※構造棟数ごと

床面積区分	確認
500㎡以下	100,000
500㎡超2000㎡以下	150,000
200㎡超5000㎡以下	200,000
5000㎡超10000㎡以下	250,000
10000㎡超	別途見積りによる

構造上の棟数2以上の場合に係る加算

種類区分	手数料
一戸建ての住宅	20,000×構造上の棟数-1
一戸建て住宅以外の建築物	30,000×構造上の棟数-1

耐火検証法、防火区画検証法、避難安全検証法、
限界耐力計算法等エネルギー法等特殊法令による加算

種類区分	確認
耐火検証法、防火区画検証法、避難安全検証法等 下欄以外	別途見積りによる
限界耐力計算法等構造に関する特殊法令審査	別途見積りによる

※1棟とは、検証法条上又は構造上の棟数とする

仮使用申請

種類区分	手数料
1回目	算定した完了検査手数料の80% 1000円未満の額は切り捨て
2回目以上	算定した完了検査手数料の50% 1000円未満の額は切り捨て

完了検査時点の省エネ検査

省エネ適判の用途又はその他用途	完了検査加算額
一戸建ての住宅	加算なし
上記以外のもの	算定した完了検査手数料の50%

※建設評価書の交付を受ける場合は適用しない。

※全てが計算対象外の室のみで構成されている場合、用途によらず33000円の加算とする。

※中間検査・仮使用による検査においても、対象となる検査手数料に乗じて徴収する。

《変更申請の価格》

軽微な変更届内容審査・完了検査における追加図書机上審査

種類区分	確認
完了検査における追加図書机上審査	確認審査手数料の1/2
規則第3条の3 軽微な変更届	提出1回あたり3,000円

※建築主の変更等規則にない変更は、無料とする。

《新築以外の価格》

増築・改築・大規模修繕・大規模模様替・用途変更 他

確認申請書第4面第12 合計欄の床面積から算定した金額を基本額とし、次の各号に掲げる調査結果報告書（既存建築物の現況調査ガイドライン（令和6年12月）に基づき作成されたもの）に限り、それ以外の取り扱いを行わない）に応じた割合を乗じた額とする。

区分	加算額
一戸建ての住宅で、建築士又は当社が指定する調査者が作成した報告書が添付されたもの	算定した基本額の120%
一戸建て住宅以外の建築物で、当社が指定する調査者が作成した報告書が添付されたもの	算定した基本額の150%
上記以外のもの	算定した基本額の200%

※直前の処分をREJから受けている場合に基準となる床面積は、4 面第12 欄 申請部分の面積に、申請以外の面積の 2 分の1 を加算した合計とする。